

令和4年度地域エネルギー事業普及推進事業モデル構築業務募集要項

1 趣旨

県では、地域課題に対応した「地域エネルギー事業」の導入を支援するため、市町村、県内事業者及びコンサルタント等で構成するコンソーシアムを対象に、地域資源のエネルギー利用と地域課題の解決の両方に資する「地域エネルギー事業」のモデル構築に取り組む案件を募集します。

募集後は、応募があった案件の中から、県の委託事業の対象とする案件を選定し、採択された案件については、県から委託を受けモデル構築に取り組んでいただきます。

本業務により構築する事業モデルに関しては、類似の事業導入を検討する際の参考事例として、県ホームページや成果報告会での報告を通じて広く発信し、県内における「地域エネルギー事業」の創出につなげていくこととしています。

2 地域エネルギー事業とは

地域に存在するエネルギー資源（太陽光・太陽熱、風力、中小水力、バイオマス（木質、畜産、廃棄物など）、地熱・温泉熱、地中熱、未利用熱、雪冷熱等）を活かした、自治体や地元企業等の地域が主体となって実施するエネルギー事業のことをいいます。

想定される事業モデルの例は次のとおりです。

「地域エネルギー事業」モデル例

- 固定価格買取制度に依存しない地産地消型のエネルギー事業モデル
- 冬場の熱需要にも対応した通年対応が可能な熱電併給型のエネルギー事業モデル
- 送電容量不足に対応した新たなスキームでの発電事業モデル
- 処理に課題を抱えている廃棄物等を活用したエネルギー事業モデル
- 停電等の非常時にも対応したエネルギー事業モデル

3 募集する業務の内容

本業務で募集する業務内容は、本県における「地域エネルギー事業」に関する事業モデルの構築となります。

具体には、「地域エネルギー事業」の導入について検討し、そのプロセスと最終的な事業化の内容（活用するエネルギー資源、導入する設備、得られるエネルギー量、事業収支などを記したものを）を報告書として整理するものです。

検討した事業モデルに関しては、類似の事業の導入を検討する県内市町村及び事業者等を対象として県が開催する報告会において発表いただくことを想定しています。

また、県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp>）及び青森県再生可能エネルギー産業振興ポータルサイト（<https://www.aomori-saiene.jp/>）に掲載します。

4 募集対象者

今回募集する対象者は、次の①～③を構成員とするコンソーシアム（連携体）としますが、必要に応じ①～③以外の構成員を加えることも可とします。

- ① 市町村
- ② 県内に本社又は支店等を有する県内事業者等
- ③ 当該事業に関する知見を有するコンサルタント

5 委託契約

本業務については、次の内容により、県との委託契約を締結の上、行っていただきます。

(1) 委託方法

コンソーシアム（全構成員）と県との間で契約締結します。

※応募の際は、コンソーシアムの代表者・代表者の権限・役割分担・構成員の責任等を定めたコンソーシアム協定書（別添様式を参照願います。）を提出してください。

(2) 委託期間

委託契約締結時から令和5年2月28日（火）までとします。

(3) 委託金額

委託金額は、1件につき2,000千円を上限とし、実施計画書と所要経費明細書の内容を精査の上、決定します。

(4) 委託内容

委託内容は次のとおりです。

- ① 事業導入を目指す「地域エネルギー事業」のモデル構築
- ② 中間報告会及び最終報告会に出席し、事業の進捗及び成果の報告を行う
- ③ 委託業務報告書の作成・提出

(5) 知的財産権の取扱

委託業務により生じる知的財産権については、原則として受託者に帰属することとしますが、発注者（県）が成果物を業務目的で使用することは可能なものとします。

(6) 委託料の支払先及び支払方法

委託料は、原則として精算払とし、業務終了後の検査を行った後、対象経費として認められる金額を契約の範囲内で受託者（代表構成員）に対し口座振込により支払います。ただし、業務上、必要と認めるときは、受託者からの申し出により、委託料の一部（総額の8割を上限）を概算払することが可能です。

(7) 委託対象経費

委託業務の対象とする経費は、次のとおりです。

区分	科目	主な内容
人件費	労務費	コンサルタント用務 に直接従事する者の労務費
事業費	旅費	本業務に直接従事する者の旅費 (報告会や事業に関する打合せへの出席旅費を含む。)
	会議費	会議に掛かる費用(会場使用料、機材借料等)
	謝金	有識者等の助言を得る場合の謝金
	借料	パソコン、車両、機械器具、実験装置等のリース料、レンタル料
	外注費	受託者が直に実施することができない試験など他の事業者 に外注するための経費 ※外注費は委託料総額の5割未満が上限となり、外注する 場合は、あらかじめ県の承諾を得ることが必要となります。
	印刷製本費	印刷物の印刷製本に関する経費
	消耗品費	本業務で使用する消耗品の購入費(5万円未満)
	賃金	補助員(アルバイト等)に係る経費
	通信運搬費	郵便料、発・返送料、振込手数料
	情報収集費	図書購入費等
管理費	一般管理費	事業費(税抜き額)の合計の10%以内の額とします。

次の経費は対象外となります。

- ① 本業務に活用されたことが明確に特定することができない経費
- ② 水道光熱費等、本事業の実施にかかわらず経常的に掛かる経費
- ③ 委託契約期間外に支払われた経費
- ④ 会議等における食事代、懇親会経費
- ⑤ 土地、建物、備品(5万円以上)の取得費
- ⑥ 施設又は設備の設置費、改修費
- ⑦ 事業中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ⑧ 国、他の地方公共団体等の補助金又は委託費等により支弁される経費

(8) 再委託の原則禁止

原則、委託業務の第三者への再委託は禁止します。ただし、委託業務の一部(委託料総額の5割未満を限度とする。)をやむを得ない事情により外注する場合であり、あらかじめ県が認めたものに関しては、この限りではありません。

6 応募方法

(1) 応募期限

令和4年6月20日(月)17:00まで(必着)

(2) 応募書類

- ① 応募提案書(様式1)
- ② フェースシート(様式2)
- ③ 実施計画書(様式3)
- ④ 所要経費明細書(様式4)
- ⑤ コンソーシアム協定書

(3) 提出方法

郵送又は持参により、(2)の応募書類の正本1部を(4)の提出先へ提出してください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
環境・エネルギー産業振興グループ TEL:017-734-9378

(5) 応募上の留意事項

- ① 応募資格を有しない者からの提案、提出書類に不備がある提案は受理できません。
- ② 応募書類の修正について、県が指定する期限までに是正できないときは、その提案を無効とします。
- ③ 応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ④ 応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、「青森県情報公開条例」(平成11年12月青森県条例第55号)による情報公開の対象となります。
- ⑤ 応募書類の作成等の応募に要する費用は経費に含まれません。また、選定の採否を問わず、提出書類の作成費用は支給されません。
- ⑥ 応募書類の受理後、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

7 審査・採択

(1) 審査方法

県が設置する審査会において、(2)の審査内容に基づき、応募があった案件について審査を行い、本業務により委託する案件を選定します。選定結果については、採否にかかわらず書面で通知します。

(2) 審査内容

次の審査内容に基づいて総合的な評価を行います。

審査項目	着眼点
① 実施体制	地域課題の解決に取り組む意向のある市町村が参画し、コンソーシアムの構成員の役割が明確で、円滑な業務実施が期待される体制となっているか。また、コンサルタントに事業モデルに関する業務実績があるか。
② 課題の設定	導入を目指す事業モデルが地域課題をテーマとしており、克服に向けた具体的な取組であるか。
③ 事業モデルの汎用性	導入を目指す事業モデルが、同様の課題を抱える他地域においても水平展開が期待できるものであるか。
④ モデル構築手法の有効性	本業務で取り組むモデル構築の手法が具体かつ効果的であるか。
⑤ 実現可能性	事業化に向けたプロセスが明確であるか。
⑥ 総合的効果	提案内容が地域エネルギー事業として先駆性、進歩性が認められ、取組の重要性や優先度が高いものであるか。

(3) 委託事業の予算総額

4,000千円（予算の範囲内で採択します。）

8 スケジュール

本事業で予定しているスケジュールは次のとおりです。

時期	内容
令和4年5月11日	公募開始
令和4年6月20日17:00	応募締め切り
令和4年6月下旬	委託対象案件選定に係る審査会
	委託対象案件選定
	委託契約締結・モデル構築開始
令和4年11月	中間状況報告
令和5年2月上旬	成果報告
令和5年2月28日	履行期限（成果物提出）